

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長	青少年家庭課長 黒田利恵	電話番号	0852-22-5242
----------	--------------	------	--------------

事務事業の名称	女性相談事業		
目的	(1) 対象	日常生活を営む上で、人権侵害などにより様々な問題を抱えている女性	
	(2) 意図	問題解決のための助言や情報提供、支援機関への繋ぎ等を受けることができる	
事業概要	○根拠法 売春防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、人身取引対策行動計画、ストーカー行為等の規制等に関する法律 ・女性相談事業：日常生活を営む上で様々な問題を抱えて悩む女性の相談に応じ、解決に向けて支援する。 ・理解を促すための普及啓発事業：女性に対する差別や人権侵害について県民の理解促進を図るため、県民向け講演会や街頭啓発活動などの啓発活動を行う。		

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名	一元的支援体制（ワンストップサービス）を整備している市町村の数	目標値	15.0	16.0	17.0	19.0	市町村
	式・定義	一元的相談窓口を設置している市町村（実質的に一元的支援体制となっている市町村を含む）の数（DV対策基本計画の数値目標）	取組目標値					
			実績値	14.0				
			達成率	-	-	-	-	%
2	指標名		目標値					
	式・定義		取組目標値					
			実績値					
			達成率	-	-	-	-	%

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費 (b) (千円)	165,822	53,714
うち一般財源 (千円)	49,354	39,638

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基いた現状）

○県内における女性相談件数・・・県の相談窓口3,913件（うちDV560件）市町村の相談窓口3,274件（うちDV402件） ○全市町村で女性相談窓口を設置し、全ての窓口についてHP、広報紙等で明示。うち一元的相談体制設置 14市町村 ○市町村DV対策基本計画策定市町村数 単独計画または男女共同参画に盛り込み計画により全市町村で策定済み ○女性に対する暴力対策関係機関連絡会 全県1回 7圏域各1回 ○県民向け公開講座の開催、県内12箇所女性に対する暴力をなくす運動街頭活動を実施 ○女性相談センターに性暴力被害者支援機能を付加「性暴力被害者支援センターたんぽぽ」
--

6. 成果があったこと（改善されたこと）

相談員の専門性の向上や、市町村等関係機関とより密な連携体制を構築するため、関係機関連絡会や研修会等を実施し、情報共有や幅広い知識・技能の習得に努め、相談支援体制を強化した。 市町村DV対策基本計画が全市町村で策定された。 女性に対する暴力対策関係機関連絡会を毎年開催し、合同で街頭啓発活動を実施するなど関係機関の連携が強化されつつある。 また、女性相談センターに性暴力被害者支援機能を付加することにより、医療的支援・臨床心理士によるカウンセリング・法的支援などが公費負担により実施可能となった。 平成28年3月に鳥根県DV対策基本計画の第3次改定を行い、相談体制の充実や関係機関との連携強化等について、具体的な取組方針を決定した。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」 ・女性の女性相談件数は横ばい、市町村の女性相談件数は増加傾向にあり支援を要する女性がいる。 ・女性の抱える問題が複雑化し、解決が困難なものが多い。 ・中高生、大学生などの若い世代において、デートDVが問題となっている。
②困っている状況が発生している「原因」 ・女性に対する差別や人権侵害に対する無理解や不適切な対応。 ・DVや経済的困窮等の問題に加え、精神疾患や障がいなど、一人の女性が抱える問題が多重化している。 ・問題解決のためには、単一の機関では対応が困難となっている。 ・デートDVに対する理解が不足している。
③原因を解消するための「課題」 ・身近な場所で相談・支援が受けられるよう市町村相談体制の充実を図るとともに相談窓口周知を図る必要がある。 ・女性に対する差別や人権侵害に対する理解を促進する必要がある。 ・相談員の専門性や対応技術を向上させる必要がある。 ・市町村等関係機関との連携をより強化する必要がある。 ・デートDVの啓発や中学・高校におけるデートDV予防教育の充実を図る必要がある。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

・市町村の相談窓口の周知のため市町村広報誌等での広報を働きかけるとともに、相談の一元的対応ができるよう一元的相談窓口未設置市町村に対し設置を働きかける。 ・県民の女性に対する差別や人権侵害に対する理解促進のため、県民公開講座の開催や「女性に対する暴力をなくす運動期間」に街頭活動などの啓発活動を実施する。 ・専門性及び相談対応スキル向上のため、県及び市町村の女性相談担当者に対し専門研修を実施する。 ・相談者の状況に応じたきめ細かな支援を行うために、関係機関との情報共有や連携強化を目的とした「女性に対する暴力防止対策関係機関連絡会議」を開催する。 ・デートDVの理解を深めるために、教育委員会等と連携して積極的な広報・啓発や、学校現場でのデートDV予防教育を強化する。

・課（室）内で事務事業評価の議論を行うにあたっては、本評価シートのほか、必要に応じて、「予算執行の実績並びに主要施策の成果」や既存の事業説明資料などを活用し、効果的・効果的に行ってください。
 ・上記「5. 評価時点での現状」、「6. 成果があったこと」、「7. まだ残っている課題」、及び「8. 今後の方向性」について、議論がしやすいように、「5. 評価時点での現状→6. 成果があったこと」、又は「5. 評価時点での現状→7. まだ残っている課題→8. 今後の方向性」が一連の流れとなるよう、わかりやすく、ストーリー性のあるシート作成に努めてください。

9. 追加評価（任意記載）

--